| フラット35 | |
|---------|--|
| 中古マンション | |

有効期間:平成27年12月23日 1/1頁 金融機関提出用

適合証明省略に関する申出書

平成27年9月24日

私は、購入するマンションが、適合証明省略の対象マンションであることを確認し、下記注意事項を理解した上で、申出を行います。

| 1. 建物の所在地 (地番の追記は不要) | 東京都足立区千住曙町 | | | | | | | |
|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|
| 2. マンション登録番号 | 0 | 7 | 8 | 0 | 8 | 7 | 0 | 5 |
| | イニシア千住曙町 | | | | | | | |
| 3. マンション名 | 購入予定物件が上記マンションと同一であるが、マンション名が異なる場合又は変更されている場合は、下欄に 正しいマンション名を記載してください。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | ■ ①全住戸について、適合するフラット35S(中古タイプ基準)の基準が同じである。 □ 1.開口部断熱(省エネ) ■ 2.外壁等断熱(省エネ) □ 3.段差解消(バリア) □ 4.手すり設置(バリア) | | | | | | | |
| | □ ②住戸ごとに、適合するフラット35S(中古タイプ基準)の基準が異なる。 → ご利用住戸について、下表の住戸番号に○を付してください。 | | | | | | | |
| 4.フラット35S(中古 タイプ基準)の適用 ※適用無しの場合は 記載がありません。 | | | | | | | | |
| | □ 1.開口部断熱(省エネ) □ 2.外壁等断熱(省エネ) □ 3.段差解消(バリア) □ 4.手すり設置(バリア) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | □□ 1.開口部断熱 | | | | | | | |
| | □ 2.外壁等断熱(省エネ) □ 3.段差解消(バリア) | | | | | | | |
| | 4.手すり設置 | (バリア) | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

(ご注意)

- 1. ご利用にあたっては、マンションが以下のいずれかに該当することをご確認ください。該当しない場合は、フラット35(中古住宅)をご利用いただくことはできません。
 - ・竣工日(原則として建築基準法における検査済証の交付年月日)から2年を超えている住宅
 - ・既に人が住んだことがある住宅
- 2. 本申出書は、フラット35または財形住宅融資の手続きにおいて、右上記載の有効期間内に借入申込みいただく場合に限り使用できます。記載年月日を超えて借入申込みいただく場合は、適合証明手続き省略の対象とならない場合があります。
- 3.4.フラット35S(中古タイプ基準)の適用欄に適用の記載がある場合は、フラット35Sを適用できます。(借換融資の場合を除きます。)
- 4. フラット35Sのうち、上記3以外のフラット35Sを適用する場合は、別途、適合証明機関より適合証明書の交付を受けることが必要です (検査手数料はお客様のご負担となります。)。
- 5. 敷地及び建物の権利形態(保留地、転貸借、買戻権の設定等)などにより、フラット35をご利用いただけない場合があります。
- 6.適合証明手続きを省略しているため、<u>現状における劣化状況などについて検査機関または適</u> 合証明技術者が確認しているものではありません。
- 7. お申出の内容に虚偽があった場合は、融資承認を取り消される場合があります。
- ※下記の欄については、この申出書を金融機関に提出する時に記入してください。

| (白翠) | (カナ) |
|------|------|
| (日省) | |